

IASB 公開草案「投資企業」へのコメントの検討

1. 概要

1. 公開草案の公表経緯

- 国際会計基準審議会(IASB)は、2011 年 8 月 25 日、公開草案(ED)「投資企業」(Investment Entities) を公表した。
- 2008 年 12 月に、IASB は、公開草案第 10 号「連結財務諸表」(ED10) を公表し、報告企業は、その性質にかかわらず、支配しているすべての企業を連結することを提案していたが、ED10 へのコメント提出者の多くは、報告企業が投資企業の場合に、支配している企業の連結を免除すべきかどうかを再検討するよう IASB に求めていた。また、米国基準では、既に投資会社(Investment Companies)に関する特有の会計処理(支配している投資を公正価値で測定することを要求する会計処理) が用いられてきている。
- このような背景から、IASB と FASB は、連結の原則に対する例外を定めるかどうか検討し、その場合の要件を開発するため、このプロジェクトを開始した。
- なお、FASB による投資会社の公開草案は、10 月に公表された。

2. 主な提案内容

- IFRS 第 10 号「連結財務諸表」における支配の原則(支配しているすべての企業を連結するという原則) に対する例外を設ける。
- 企業が、「投資企業」に該当する場合、自らが支配している企業への投資を IFRS 第 9 号「金融商品」(2010 年 10 月修正) に従って、純損益を通じて公正価値で測定する(連結しない)。
- 本公開草案では、企業が「投資企業」かどうかを決定するための詳細な要件を設けている。
- 親会社は、自身が投資企業である場合を除き、投資企業である子会社が支配している企業を含む、支配しているすべての企業を連結することを要求している(公正価値測定の引継ぎを認めない)。
- 現行 IAS 第 28 号の「ベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド(以下略)」の記述を、「投資企業」に置き換える。
- コメント期限は、2012 年 1 月 5 日。なお、発効日は示されていない。

．公開草案の提案とその検討

（本公開草案の目的(1項)）

- 企業が投資企業となる場合の要件を定めること
- 投資企業がその投資をどのように会計処理しなければならないかを定めること

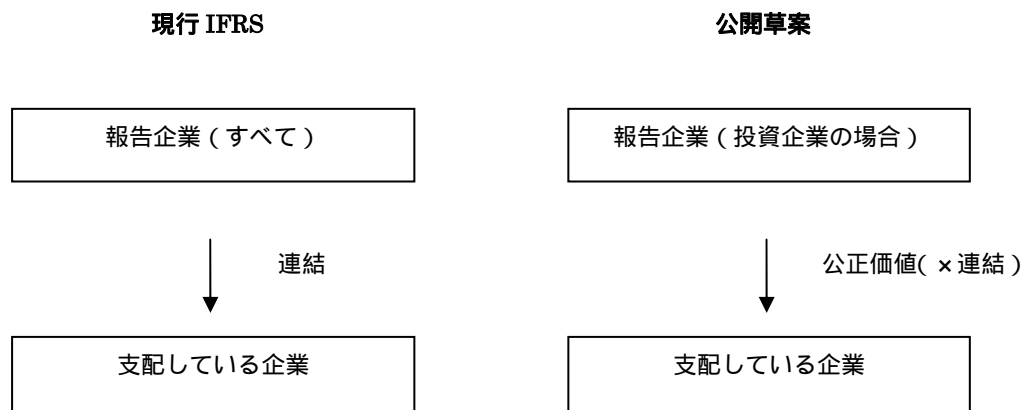
（主な論点）

- 1．連結からの投資企業の除外（質問１）
- 2．投資企業の適格要件（質問２）
- 3．「投資活動の性質」（質問３）
- 4．「資金のプール」（質問４）
- 5．測定ガイダンス（質問５）
- 6．投資企業でない親会社の連結財務諸表における会計処理（質問６）
- 7．開示（質問７）
- 8．経過措置（質問８）
- 9．IAS 第 28 号（2011 年修正）の適用除外（質問９）

１．連結からの投資企業の除外

(1) 提案の概要

- 投資企業に対し、支配している企業への投資を IFRS 第 9 号に従って純損益を通じて公正価値で測定することを要求する（支配している企業を連結しない）。（6 項）



- IFRS 第 10 号の連結の原則に対する例外と位置付けられている。
- 利用者を含む多くの関係者が、投資企業が支配している企業の連結は、公正価値測定により得られる情報ほどには有用な情報を提供しないと懸念を示してきており、その懸念に対処するもの。

(2) 公開草案の質問

質問 1

支配している企業を連結するのではなく、それらを純損益を通じて公正価値で測定すべき、性質上、一般に投資企業として考えられている種類の企業があることに同意するか。その理由又はそう考えない理由は何か。

- 例外的な取扱いを支持する理由、支持しない理由について公開草案における記述の抜粋は以下のとおり。

< 例外的な取扱いを支持する主な理由¹ >

¹ すべて公開草案で示されている理由。このほか、BC3 項では「投資企業が保有する投資先は、投資企業の他の資産の価値を高めるが、たとえ支配持分を保有している場合であっても、投資先の債務について投資企業への遡及権はない」といった説明がある。

審議事項（２）

投資企業ではすべての投資について同様の目的（資本増価、投資収益（配当や利息など）又はその両方）で保有されており、それらの投資を複数の測定基礎で報告することは、財務諸表内での比較可能性を損なう。（BC4）

投資先を連結する場合、投資先の財政状態、業績、キャッシュ・フローが強調され、結果的に、投資企業自体の財政状態と業績を評価する能力を阻害するおそれがある。（BC4）

米国基準など他の一部の会計基準において、類似の例外が設けられてきた。（BC3）

投資企業の財務諸表の利用者は、投資の公正価値とその算定方法が最も有用な情報と考えている。（BC3）

< 例外的な取扱いを支持しないとする主な理由² >

支配の概念は、財務諸表の作成及び表示にとって基本的な特質であり、資産の基本的な特徴である。明示はまだないが、報告企業の境界線を決定する中心的な概念である。（AV2）支配している投資先を連結し、その投資の公正価値情報を注記で開示することなどにより、利用者のニーズはより良く満たされる。（AV5）

投資先に対して支配持分を持つことは、投資先の活動を自らの便益のために指図するパワーを有することを意味し、投資先に対して非支配持分を持つことと同じではない。

（例えば、同じ公正価値 100 の投資でも、資産 900、負債 800 の投資先と、資産 90,000、負債 89,900 の投資は異なる。）（AV7）

財務報告の規定では、例外は僅かに留めるべきで、原則主義であるべき。例外を認める場合、例外を限定するのに相当の時間と労力を費やすことになる。（AV10）

企業が投資企業となるかどうかを決定するための要件に関する公開草案の提案は、極めて主観的であり濫用の余地がある。（AV11）

² すべて、ウォーレン・J・マクレガー氏、デービッド・トゥイーディー卿及び山田辰己氏の代替的見解(Alternative View)から抜粋。なお、このほか山田辰己氏の見解として、次のような意見も示されている。

・投資企業ではない親会社が、投資企業である子会社と当該子会社の被支配投資先の連結を求められる場合、過度の負担が発生する。（AV13）

・個別財務諸表上、投資企業が、被支配投資先を取得原価で会計処理するか純損益を通じて公正価値で会計処理するかを選択が認められるべき。（AV14）

２．投資企業の適格要件

(1) 提案の概要（２項及び B1 から B17 項）

- 公開草案では、どのような場合に企業が投資企業となるかを決定するための要件を設けている。
- 投資企業は、次の要件のすべてに該当する企業である。

要件	内容	備考
(a) 投資活動の性質 (nature of the investment activity)	企業の唯一の実質的な活動が、資本増価、投資収益（配当や利息など）、又はその両方のために、複数の投資を行うことである。	✓ 投資企業は原則として、投資活動に係るもの以外に重要な資産又は負債を有さない。(B1)
(b) 事業目的 (business purpose)	企業が、投資者に対して、自らの目的は資本増価、投資収益（配当や利息など）、又はその両方を稼得するために投資を行うこと。	✓ 投資企業の定義を満たすには、投資の出口戦略が不可欠である。(BC17)
(c) 単位所有(unit ownership)	企業に対する所有が、株式又はパートナーシップ持分のような、純資産に対する比例的な割合が帰属する投資の単位により表わされている。	✓ ED で根拠が不明確
(d) 資金のプール (pooling of funds)	企業への投資者が専門的な投資管理による便益を受けられるように、投資者の資金がプールされている。企業に、親会社（もしあれば）に関連がなく、 <u>全体として企業に対する重要な所有持分を保有している投資者がいる。</u>	✓ これは、親会社が投資企業のほとんどすべてを所有しながら、一部の投資について、オフバランスの会計処理を実現する懸念に配慮したためとされている。(BC16)。
(e) 公正価値管理 (fair value management)	企業に対する投資の <u>ほとんどすべてについての管理及び業績評価が、公正価値ベースで行われている。</u>	✓ 公正価値が投資の財務業績に関する意思決定に使用される主要な測定属性であるとして設

		けられた要件。(B17)
(f) 開示 (disclosures) (及び報告企業)	企業が、投資活動に関する財務情報を投資者に提供している。企業は法的主体 (legal entity) である場合もあるが、そうである必要はない。	✓ 企業は独立の法的な主体でなくとも、投資活動に関する財務情報を投資者に報告しなければならない (BC18)

(2) 公開草案の質問

質問 2
 支配している企業に対する投資を純損益を通じて公正価値で測定することを要求すべき企業を識別するため、この公開草案における要件は適切であることに同意するか。同意しない場合、どのような代替的な要件を提案するか、また、それらの要件の方が適切であるという理由は何か。

(日本基準における類似の規定)

- 企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」では、他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合の例として、以下の規定を設けている。(第 16 項)

「ベンチャーキャピタルなどの投資企業(投資先の事業そのものによる成果ではなく、売却による成果を期待して投資価値の向上を目的とする業務を専ら行う企業)が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として、又は銀行などの金融機関が債権の円滑な回収を目的とする営業取引として、他の企業の株式や出資を有している場合において、連結会計基準第 7 項にいう他の企業の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たしていても、次のすべてを満たすようなとき(ただし、当該他の企業の株主総会その他これに準ずる機関を支配する意図が明確であると認められる場合を除く。)には、子会社に該当しないことにあたる。

- 売却等により当該他の企業の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること
- 当該他の企業との間で、当該営業取引として行っている投資又は融資以外の取引がほとんどないこと
- 当該他の企業は、自己の事業を単に移転したり自己に代わって行うものとはみなせないこと

当該他の企業との間に、シナジー効果も連携関係も見込まれないこと

なお、他の企業の株式や出資を有している投資企業や金融機関は、実質的な営業活動を行っている企業であることが必要である。また、当該投資企業や金融機関が含まれる企業集団に関する連結財務諸表にあっては、当該企業集団内の他の連結会社（親会社及びその連結子会社）においても上記 から の事項を満たすことが適当である。」

３．「投資活動の性質」

(1) 提案の概要（２項(a)及びB1項からB6項）

- 投資企業の適格要件
「企業の唯一の実質的な活動が、資本増価、投資収益（配当や利息など）又はその両方のために、複数の投資を行うことである。」
- 上記から、企業は、投資活動以外に実質的な活動を行っておらず、投資活動に関連するもの以外に重要な資産や負債を有してはならない。
- ただし、例外として、企業が、投資活動に関連するサービス（例えば、投資顧問サービス）を提供している場合（ ）又は提供している企業への投資を保有している場合（ ）これらのサービスが企業自身の投資活動のみに関連しているのであれば、企業は、依然として、実質的な活動の要求事項を満たすことができるとしている（B2、B3項）。
- 投資企業がこれらのサービスを提供している投資先を支配している場合（上記 ）投資企業はその投資先を連結しなければならない。

(2) 公開草案の質問

質問 3

企業は、次に関連するサービスを提供している（又は提供する企業への投資を保有している）場合に、依然として投資企業として要件を満たすのに適格となるべきか？

- (a) 企業自身の投資活動
- (b) 報告企業以外の企業の投資活動

その理由又はそう考えない理由は何か。

- 公開草案の適用指針では、次のような詳細な要件を置いている。

投資活動の性質

B1 投資企業は、投資活動以外に実質的な活動を有せず、したがって、投資活動に係るもの以外に重要な資産又は負債を有しない。ただし、B2項及びB3項の例外がある。

B2 投資企業が投資企業自身の投資活動のみに関連したサービス（例えば、投資顧問サービス）を提供している（又はそれを提供する企業に対する投資を保有している）場合には、たとえそれらの活動が実質的なものであっても、当該企業は依然として実質的活動の要件を満たす可能性がある。こうしたサービスを提供する投資先を投資企業が支配している場合には、投資企業はその投資先を連結しなければならない。

B3 投資企業は、投資企業の投資目的と関連のない資産で担保されている投資を行う場合がある。投資企業が、投資先に係る債務不履行の結果として担保を支配する場合、このような資産（及び関連する負債）の一時的な保有は、企業の投資企業としての地位に影響を与えない。ただし、投資企業がその担保を支配する意図をもって投資を取得したものではないことが条件となる。企業は、担保を一時的に保有しているのかどうかを判定する際に、次の事項を含む、すべての事実及び状況を考慮しなければ

ならない。

- (a) 担保の保有及び担保のリスクに晒されることについての、投資企業の全般的な方針及び過去の事業慣行
- (b) 特定の担保の売却に関する投資企業の戦略（その担保の売却のための予想される期間）
- (c) 現在の市場状況において類似の資産の売却に要すると合理的に予想される期間
- (d) 第三者がその担保に対して有している可能性のある権利

投資からの稼得利益

B6 企業の活動は、次のような場合には、資本増価、投資収益（配当や利息など）、又はその両方を目的とした投資以外のものと考えられる。それは、企業又はその支配従属企業が、その便益が資本増価、投資収益（配当や利息などの）、又はその両方ではない投資先への投資から便益を得ているか又は得る目的を有している場合である。企業の投資目的が、資本増価、投資収益（配当や利息など）、又はその両方ではないことを証明する関係又は活動の例としては、次のようなものがあるが、これらに限らない。

- (a) 企業又はその支配従属企業による、投資先又はその支配従属企業の工程、無形資産又は技術の取得、使用、交換又は活用
- (b) 投資先又はその支配従属企業と、企業又はその支配従属企業との間の共同支配の取決め
- (c) 投資先又はその支配従属企業と、企業又はその支配従属企業が、製品又はサービスを共同で開発、製造、販売又は提供する他の取決めを行っていること
- (d) 投資先又はその支配従属企業と、企業又はその支配従属企業が、次のいずれかに該当する取引を行っていること
 - (i) 投資先の関連当事者でない企業には利用できない条件である。
 - (ii) 測定日における市場参加者の間での秩序ある取引において支払又は受領される価格ではない。
 - (iii) 投資先又は企業の事業活動（投資先の支配従属企業又は企業の支配従属企業の事業活動を含む）の重要な部分を占めている。
- (e) 企業又はその支配従属企業が、投資先又はその支配従属企業の資産、技術、製品又はサービスを購入又は他の方法で取得する不相当な権利又は独占的な権利を有していること（例えば、企業又はその支配従属企業が、資産の開発が成功したと考えられるときには投資先から資産を購入するオプションを保有しているような場合）
- (f) 投資先又はその支配従属企業が、企業又はその支配従属企業の借入契約のための担保として役立つ財務上の保証又は資産を提供していること（ただし、企業は依然として、投資先に対する投資を借入の担保として使用できる）
- (g) 企業の支配従属企業が、投資先に対する企業の所有持分を購入するオプションを有していること

４．「資金のプール」

(1) 提案の概要（第２項(d)及びB14項からB16項）

- 投資企業の適格要件
「企業への投資者が専門的な投資管理による便益を受けられるように、投資者の資金がプールされている。企業に、親会社（もしあれば）に関連がなく、全体として企業に対する重要な（significant）所有持分を保有している投資者がいる。」
- 理由
 - この要件がない場合、親会社はその投資企業のほとんどすべてを所有しつつ、一部の資産についてオフバランスの会計処理を実現するために、投資企業をより大きな企業組織に組み込むことができってしまうことが懸念された。（BC16）
 - 投資企業には、企業の経営に関与していない重要な外部の投資家がいることが典型的である。（BC16）
- 影響
 - この要件に従う場合、ソブリン・ウェルス・ファンドなど、ファンド・マネージャーとの関連のない単一の投資者がいるファンドや、保険会社の個別財務諸表は、投資企業として適格とならないこととなる。

(2) 公開草案の質問

質問４

- (a) ファンド・マネージャーと関連がない単一の投資者がいる企業は、投資企業としての要件を満たす適格なものとするべきか。その理由又はそう考えない理由は何か。
- (b) 適格とする場合、この要件に該当すべきだと考える構造・事例及びBC16項で当審議会が提起した概念にどのように対処することを提案するのかを記述されたい。

５．測定ガイダンス

(1) 提案の概要（第 6 項及び第 7 項）

- 本公開草案は、次を投資企業の会計処理として次を提案している。
 - 支配している企業に対する投資：FVTPL
 - 関連会社及び共同支配企業に対する投資：FVTPL
- これに加え、投資企業が投資不動産を直接保有する場合、IAS 第 40 号の公正価値モデルの適用を要求している（選択ではなく）。（B17 項）

(2) 公開草案の質問

質問 5

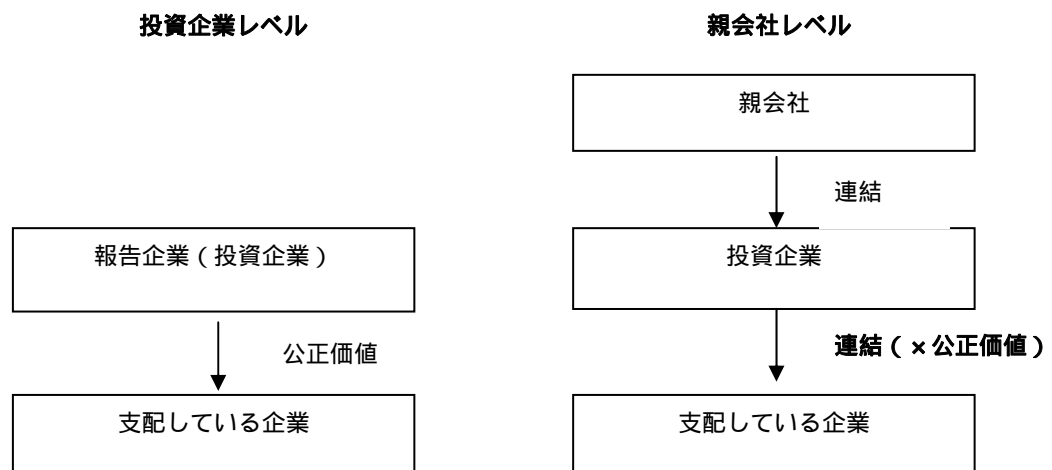
投資不動産を保有している投資企業には、IAS 第 40 号の公正価値モデルを適用することが要求すべきであることに同意するか。また、本公開草案で他の方法で提案されている測定ガイダンスは、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号「金融商品：分類及び測定」で定義されている金融商品に対してのみ適用する必要があるということに同意するか、その理由又はそう考えない理由は何か。

6．投資企業でない親会社の連結財務諸表における会計処理

(1) 提案の概要（第8項）

（支配の場合）

- 投資企業の親会社は、投資企業を通じて支配している企業も含め、支配しているすべての企業の連結が必要となる。ただし、親会社自身が投資企業である場合を除く。（8項）



（共同支配又は重要な影響力の場合）

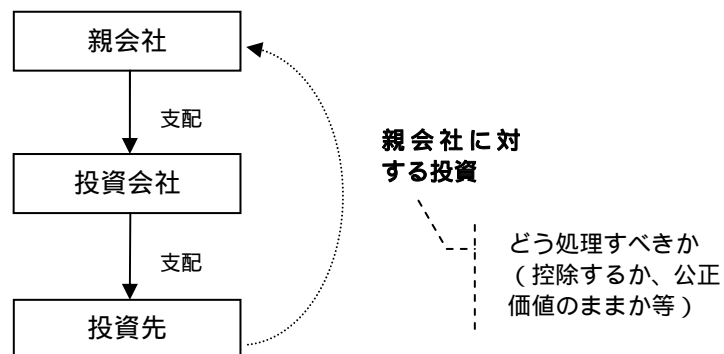
- 投資企業の親会社は、投資企業を通じて共同支配している企業（共同支配企業）や重要な影響力を有している企業（関連会社）への投資について、投資企業において適用した会計処理を維持することが必要となる（すなわち、公正価値測定を引き継ぐ）。（他のIFRSの修正、BC20項）

（提案の根拠）

- 投資企業の親会社が投資企業でない場合、連結財務諸表の作成に際し、本公開草案の提案に従うと、会計上の不整合の可能性や、投資企業でない親会社を有するグループの連結財務諸表において投資企業の会計処理をする際の濫用の可能性があることを懸念。
- 例えば、投資企業でない親会社が、投資企業である子会社の投資先に資本性金融商品を発行するとした場合の適切な会計処理に関して懸念が提起された。

（投資企業の会計処理に従うと、その追加的な資本は企業集団の中で保有されているのに、企業集団の自己資本ベースが強化されているように見えてしまう）

（ ）下記の例は、2010年5月のIASB・FASB合同会議で提示され検討されたもの（AP3A）³。



- その他、公開草案の結論の根拠では、ほとんどの場合、投資企業は投資企業でない親会社をもたず、提案した特別の会計処理が制限されているとしても、たいていは、利用可能と考えていることなどが示されている。

- 公開草案では、親会社に会計処理を引き継ぐべきという観点からの意見も見られる。（BC20）

「当審議会は、投資企業である子会社が支配している投資先を公正価値で測定するよう要求することにより、提供される情報の有用性が高まるのであれば、この会計処理を連結財務諸表において維持することによっても有用な情報が提供される可能性が高いことを承知している。」

³ 親会社に対する投資の取扱いとして提示されていた選択肢は以下のとおりであり、(d)が採用されている。

- 親会社の連結上、自己株式として取扱う
（例：投資先の公正価値 100 - 親会社に対する投資を除く投資先の公正価値 70 - 消去すべき親会社の自己株式の原価 20 = 差額 10 を投資会社の投資家に配分）
- 投資先を、親会社株を含め公正価値で測定する。ただし、関連当事者開示の一環として、投資先による親会社に対する投資を開示する。
（例：連結上、投資先の公正価値 100 を認識し、連結消去しない。）
- 投資会社の定義を満たす要件として、支配投資先がグループ企業に対する持分を有してならないことを追加する。
- 親会社レベルで投資会社による公正価値会計を禁止する**
（したがって、親会社は、投資会社による投資を含め、すべての支配投資先を連結する必要がある）

(2) 公開草案の質問

質問 6

投資企業の親会社で自身は投資企業ではない企業が、投資企業である子会社を通じて保有している企業を含めて、支配している企業のすべてを連結するよう要求することに同意するか。同意しないか場合、当審議会の懸念にどのように対処することを提案するか。

7. 開示

(1) 提案の概要

- 投資企業は、自らが行っている投資活動の内容及び財務的影響を利用者が評価できるようにするための情報の提供が必要（開示目的）。（9 項）
 - この開示目的を満たすため適切となり得る追加的開示の例（B19 項）
 - (a)表示する各期間を通じての発行済株式に基づいて計算した次の 1 株当たり情報
 - ◇ 公正価値ベースの純資産や正味投資損益
 - ◇ 実現及び未実現の利得及び損失
 - ◇ 株主への分配
 - ◇ 購入プレミアム、償還手数料など
 - (b)平均純資産に対する費用及び正味投資収益の比率
 - (c)合計リターン（合計リターンの計算方法を含む）
 - 開示の無用な重複を避けるため、投資企業は、他の IFRS が同じ情報の開示を要求している場合には、本基準（案）の開示要求の提供は不要とされている（B20 項）。
- 次で要求している開示が必要となる。（10 項）
 - IFRS 第 7 号「金融商品：開示」
 - IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」
 - IFRS 第 13 号「公正価値測定」
- 次の情報の開示も必要。（10 項）
 - 企業の地位が変化した場合における変化とその理由
 - 投資企業となった企業は、地位の変化が、表示期間に係る財務諸表に与える影響
 - 表示する報告期間中に、支配している投資先に、契約上の義務なしに、財政的支援又は他の支援を提供したかどうか。
 - ◇ 提供した支援の種類と金額（投資先が財政的支援を得るのに協力した状況も）
 - ◇ その支援を提供した理由
 - 支配している投資先に、財政的支援又は他の支援を提供する現時点での意図
 - 支配している投資先の投資企業への資金送金能力に対する重要な制限の内容・程度

(2) 公開草案の質問

質問 7

(a)投資企業に対して、追加的な具体的開示要求を含めるのではなく、この開示目的を使用することは適切であることに同意するか。

(b)開示目的を満たし得る情報に関する適用指針案に同意するか。同意しない場合、その理由は何か。また、その代わりにどのような提案をするか。

(3) 公開草案で上記の提案が行われた理由

- 公正価値の測定に用いた評価方法及び基礎となるインプットに関する開示は、利用者に不可欠であるため、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」、IFRS 第 13 号「金融商品：公正価値測定」で要求している開示を行う（BC21）
- IFRS 第 12 号の原則と整合をとるため、支配している企業に財政支援が提供された場合には、投資企業に開示を要求している。（BC22）
- USGAAP で求められている投資の明細表と財務ハイライト明細表は、利用者にとって有用となると判断し、USGAAP に基づく開示例を記載している（BC25）

8．経過措置

(1) 提案の概要（C2 項）

- 本公開草案は、投資企業について、将来に向かっての適用を提案している。
- 企業が投資企業の定義を満たす場合には、本基準（案）の適用の影響を、本基準（案）を最初に採用した期間の期首現在の（as of the beginning of the period for which this [draft] IFRS is adopted for the first time）利益剰余金の修正として報告しなければならない。（C2）

（遡及しない理由）

- 遡及しない理由は以下のとおり。（BC26）
 - 遡及適用は実務上不可能(impracticable)⁴である。
 - 過去の公正価値を決定するため、数年分の後知恵が必要となる可能性がある。
 - 支配している投資の公正価値を開示するということを IFRS は要求してこなかった。
 - 遡及適用の提案は、全体的な連結の基準について行った決定と整合しない。

(2) 公開草案の質問

質問 8

本提案を将来に向かって適用すること及び関連する経過措置の提案に同意するか、その理由又はそう考えない理由は何か。同意しない場合、その代わりにどのような経過措置を提案するか、その理由は何か。

- 遡及適用の要否
 - 公正価値で管理している投資先を過年度に遡り公正価値評価することが実務上不可能となるか。
 - 前期との比較情報の有用性。表示する最も早い期間の期首に認識する必要はないか。

⁴ 「実務上不可能な(impracticable)」という用語は、IAS1 号第 7 項で「企業がある定めを適用するためにあらゆる合理的な努力を払った後にも、適用することができない場合には、その定め適用は実務上不可能である」と定義されている（ただし、結論の根拠における本公開草案の記載が、その意味で用いられているかは明らかではない）。

9 . IAS 第 28 号（ 2011 年修正 ） の適用除外

(1) 提案の概要

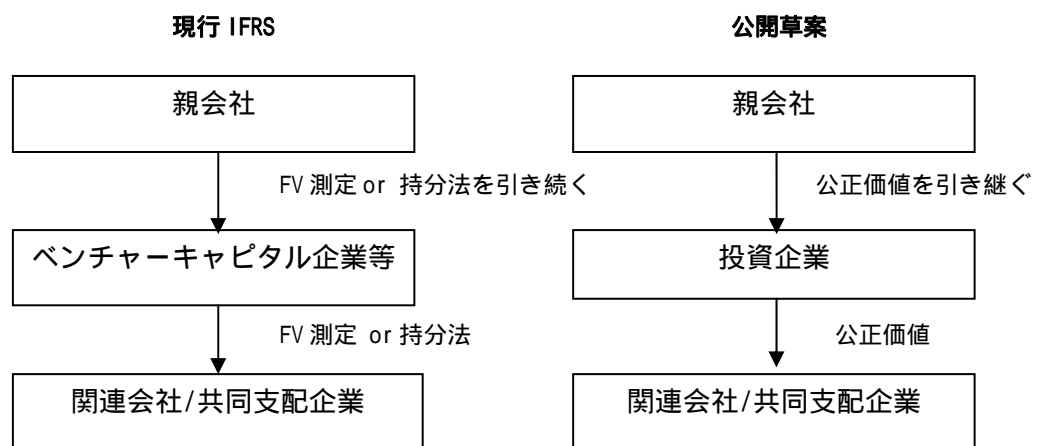
- IAS 第 28 号「 関連会社及び共同支配企業に対する投資 」の関連項目の修正を提案している。

（ IAS 第 28 号（ 2011 年修正 ） の取扱い ）

- 「ベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト又は類似の企業（投資連動保険ファンドを含む）」に対し、関連会社及び共同支配企業に対する投資を持分法ではなく、純損益を通じて公正価値で測定するという取消不能の選択を認めている（IAS 第 28 号第 18 項）⁵。

（ 公開草案 の取扱い ）

- 「ベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト又は類似の企業」への参照を「投資企業」に置き換える。（付録 D）
- 投資企業に対して、関連会社及び共同支配企業への投資を IFRS 第 9 号に従った純損益を通じた公正価値測定（FVTPL）を要求する。



（ 変更理由 ）

- 投資の公正価値測定は、より目的適合性の高い情報を提供するという本公開草案の目的は、ベンチャー・キャピタル企業などの IAS 第 28 号（ 2011 年修正 ） で示されている企業にも等しく当てはまるため。（ BC28 ）
- この変更により、投資企業の識別について同じ要件が適用され、投資企業のすべての投資について同じ測定を要求するため、IFRS 中での整合性が高まる。（ BC28 ）

⁵ 現行 IAS28 号「 関連会社に対する投資 」（ 2003 年改訂 ） 第 1 項及び IAS31 号「 ジョイント・ベンチャーに対する持分 」 第 1 項

- 米国基準ともさらに近づくことになる。(BC28)

(影響)

- この変更により、共同支配企業・関連会社に対する投資を FVTPL で処理できる企業が少なくなる可能性がある。(BC29)
- 一方、IASB は、現時点で測定の特例に適格な相当数の企業が適格でなくなる結果にはならないはずとも考えている。(コメント募集)
- コメント提出者がこの修正案の潜在的な影響(その影響の規模も含む)についての情報を提供する場合には特に有用となるであろうとしている。(コメント募集)

(2) 公開草案の質問

質問 9

- (a) 強制的な測定の特例を本公開草案で定義している投資企業にのみ適用するものとするように IAS 第 28 号を修正することに同意するか。その理由又はそう考えない理由は何か。
- (b) 代替案として、測定の特例を本公開草案で定義している投資企業に対して強制し、その他のベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト又は類似の企業(投資連動保険ファンドを含む)に対しては任意とするように IAS 第 28 号を修正することに同意するか。その理由又はそう考えない理由は何か。

（日本基準における類似の規定）

- 企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」では、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる例として、以下の規定を設けている（24項）。

「持分法会計基準第5-2項では、子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合に該当する事項を満たしていても、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる場合、当該他の企業は関連会社に該当しないものとしている。

これには、例えば、ベンチャーキャピタルなどの投資企業が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として、又は銀行などの金融機関が債権の円滑な回収を目的とする営業取引として、他の企業の株式や出資を有している場合において、次のすべてを満たすようなときが該当する（ただし、当該他の企業の株主総会その他これに準ずる機関を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対し重要な影響を与える意図が明確であると認められる場合を除く。）。

売却等により当該他の企業の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること

当該他の企業との間で、当該営業取引として行っている投資又は融資以外の取引がほとんどないこと

当該他の企業は、自己の事業を単に移転したり自己に代わって行うものとはみなせないこと

当該他の企業との間に、シナジー効果も連携関係も見込まれないこと

なお、他の企業の株式や出資を有している投資企業や金融機関は、実質的な営業活動を行っている企業であることが必要である。また、当該投資企業や金融機関が他の会社（親会社）の子会社である場合には、当該親会社の連結財務諸表にあっては、当該親会社及びその連結子会社においても上記 から の事項を満たすことが適当である。」

以上